



地震に備えましょう

▶ 危機管理課 (☎64・3219)

阪神淡路大震災から30年、能登半島地震から1年が経過しました。

また、令和6年8月8日および令和7年1月13日に日向灘を震源とする地震を受け、南海トラフ地震臨時情報(※)が発表されました。政府の地震調査研究推進本部によると、南海トラフにおける巨大地震の発生可能性として、30年以内に80%程度という数値が示されています。地震は「いつ」「どこで」発生するかわかりません。自分でできる防災の取り組みを進めていきましょう。地震が発生したときに大切なことは、「あわてず、まず身の安全を!!」。今一度、以下のことを確認しましょう。

※ 南海トラフ地震臨時情報とは、南海トラフ沿いで異常な現象を観測された場合や地震発生の可能性が相対的に高まっていると評価された場合等に、気象庁から発表される情報です。南海トラフ沿いで発生した異常な現象に応じて、キーワード(調査中、巨大地震警戒、巨大地震注意または調査終了)を付して発表されます。臨時情報が発表された際は、国や県・市からの情報に注意し、防災対応をとることが重要です。南海トラフ地震臨時情報が発表されたときの防災対応はこちらをご参考ください。➡

気象庁「南海トラフ地震臨時情報が発表されたときの防災対応」➡
(<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/jishin/nteq/bosai.html#kbosai>)



緊急地震速報が鳴ったら

気象庁から震度4以上を予想した地域または長周期地震動(※)階級3以上を予想した場合を対象に、テレビ、ラジオ、携帯電話、スマートフォン、防災行政無線を通じて緊急地震速報が一斉配信されます。発表から揺れが発生するまでは数秒から数十秒です。情報を確認したら、あわてず、まず身の安全を確保しましょう。

※ 長周期地震動とは、大きな地震で生じる周期の長いゆっくりとした大きな揺れです。震源から数百km離れたところでも、高層ビルを長時間にわたって大きく揺らすことがあります。



- 屋内では、机の下などに隠れて頭を守る
- 屋外では、ブロック塀・門柱の転倒、ガラス・瓦の落下など危険な場所から離れる

1～2分

火の元の確認、家族の安否確認

3～10分

テレビ、ラジオ、スマートフォン等で正しい情報確認

10分～数時間

隣近所の安否確認
家屋倒壊など危険があれば避難の判断

防災マップの活用

防災マップでは、地震・津波に関する情報、地震の震度分布を掲載しています。今一度、確認をお願いします。



災害情報を入手するには

本市では、防災行政無線をはじめ、「ひょうご防災ネット」、「全国避難所ガイド」、「市公式ライン」などを活用し、情報を発信しています。登録していただくと、プッシュ通知で市の災害情報を受け取れますので、事前に登録をお願いします。

防災アプリ「全国避難所ガイド」

防災行政無線の放送内容をスマートフォンでも確認することができます。
※ 電話による自動応答サービス(☎63・5454)でも確認することができます。



Android



iOS

ひょうご防災ネット

災害時に市の緊急情報を確認することができます。



Android



iOS

市公式ライン

平時には市の行事等の情報を発信していますが、災害時には市の緊急情報も発信しています。



LINE



福祉医療費受給者証の有効期間について

4月から小学4年生になる方

現在お持ちの「乳幼児等医療費受給者証」は、4月1日から「こども医療費受給者証」に切り替わります。

3月中旬に新しい受給者証を郵送しますので、4月からは「こども医療費受給者証」を使用してください。新たに手続きする必要はありません。現在お持ちの「乳幼児等医療費受給者証」は、4月になりましたら細かく切るなどして破棄してください。

一部負担金 外来・入院とも自己負担なし

▶ 国保医療年金課 (☎64・3240)、🏠 地域振興課 (☎75・0253)、🏠 地域振興課 (☎72・2523)、🏠 地域振興課 (☎322・1451)

今年度で18歳を迎えられる方

高校生等で「こども医療費受給者証」をお持ちの方は18歳到達後の3月31日をもって資格を喪失します。4月1日から医療機関で診療を受ける際は、保険証等のみを提示して診療を受けてください。現在お持ちの「こども医療費受給者証」は、4月になりましたら細かく切るなどして破棄してください。



物価高騰対応緊急支援金の給付について

物価高騰による生活費の負担増を踏まえ、住民税均等割非課税世帯に対し、支援金を給付します。

1 給付額・給付対象者・給付要件

	住 民 税 非 課 税 世 帯	こ ども 加 算
給 付 額	1世帯当たり3万円	18歳以下の児童(平成18年4月2日以降の出生者)1人当たり2万円
給付対象者	対象世帯の世帯主	
給 付 要 件	【共通の要件】 (1) 令和6年12月13日時点でたつの市の住民基本台帳に登録のある方 (2) 令和6年度住民税均等割非課税の方で構成されている世帯	
	令和6年度住民税均等割が課税されている方の扶養親族等のみで構成されている世帯は給付対象外	給付要件に合致する世帯のうち18歳以下の児童を扶養している世帯

2 申請手続き

	対 象 者	手 続 き 方 法	振込予定
(1)	3月中旬頃に送付する 物価高騰対応緊急支援金支給予定のお知らせ に記載された口座へ振り込みを希望する方	申請手続きは不要です。	4月中旬頃
(2)	(1)に記載された口座以外の口座に振り込みを希望される方	4月10日(木)までに「口座振込登録(変更)依頼書」に口座の分かる書類(通帳等)の写し を添付して返送してください(郵送の場合必着)。	
(3)	令和6年1月2日以降にたつの市に転入された方で、上記1の要件に合致する方	5月30日(金)までに「申請書兼請求書」、令和6年度所得課税証明書、本人確認の写しおよび口座の分かる書類(通帳等)の写し を提出してください(郵送の場合必着)。	4月中旬以降順次

3 申請窓口 緊急支援金担当窓口(令和7年3月18日(火)開設)

▶ 地域福祉課・緊急支援金担当窓口(☎64・3196)



後期高齢者医療制度 高額医療・高額介護合算療養費の申請について

「高額医療・高額介護合算療養費制度」は、医療保険と介護保険の両方を利用し、その自己負担額が高額になっている世帯の負担を軽減する制度です。

対象となる世帯には、3月中旬に申請の案内を送付しますので、申請方法等をご確認ください。

制度の概要 1年間(令和5年8月1日から令和6年7月31日まで)の医療と介護の自己負担額を合算し、自己負担限度額を超えた場合、超えた額を支給します。
※超えた額が500円以下の場合は、支給の対象となりません。

申請に必要なもの 後期高齢者医療被保険者証もしくは資格確認書、振込先口座の確認ができるもの(通帳等)

▶ 国保医療年金課(☎64・3240)、🏠 地域振興課(☎75・0253)
🏠 地域振興課(☎72・2523)、🏠 地域振興課(☎322・1451)

自己負担限度額

所得区分	自己負担限度額(年額)
現役並み所得者Ⅲ	212万円
現役並み所得者Ⅱ	141万円
現役並み所得者Ⅰ	67万円
一般	56万円
区分Ⅱ(※)	31万円
区分Ⅰ(※)	19万円

※区分Ⅱ:世帯員全員が住民税非課税である方
※区分Ⅰ:「区分Ⅱ」のうち、各所得額(公的年金等控除額は80万円として、給与所得がある場合は給与所得額から10万円を控除して、それぞれ計算)の合計額が0円の方

